

## 保育園での薬の取り扱いについて

本来、お子さまへの与薬は保護者により行われるものです。医師の処方上やむを得ない場合に、保護者の依頼に基づき保護者の責任のもとに、職員が保護者に代わって与薬を行います。

つきましては、与薬が必要となった場合、下記の点についてご承諾の上、必要書類の提出をお願い致します。

万全を期するため、下記の事項を厳守ください。

### 1. やむを得ず保育時間中に与薬する必要がある場合についてのみ、受けます。

受診時に、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

そして、できるだけご家庭で与薬できるように相談してください。

### 2. 与薬を依頼される薬は、

お子さんを診療した医師が処方した、処方期間内の薬のみとし、市販薬やそれ以前に処方された薬はお受けできません。

### 3. 持参するくすりについて...

- ① 薬は必ず保護者が記入した「与薬依頼書」を登園時に薬と一緒に直接職員に手渡してください。

文書の添付がない場合や記入漏れがある場合はお受けできません。

- ② 使用する薬は、内服薬は当日 1 回分のみとし、内服薬以外は朝お預かりし、お帰りの時にお返しします。

- ② 薬袋や容器には必ずお子さんの名前、クラス名、与薬時間（食前・食後・〇時）を記入してください。

### 4. 慢性疾患等のくすりについて...

- ① 薬剤や薬量等に変更があった際は随時、また変更が無い場合も年に一度「与薬依頼書」を提出していただきます。

